



# 島根県報

平成30年4月27日（金）

号外第71号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

島根海区における定置漁業及び区画漁業の免許の内容等の事前決定	（水 産 課）	2
隠岐海区における定置漁業及び区画漁業の免許の内容等の事前決定	（    ”    ）	25

**告 示****島根県告示第323号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、島根海区に係る海面における定置漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成30年 4 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 定置漁業の部

## 1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

## ◎公示番号 定第1号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市美保関町美保関早見ヶ鼻地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第101号	松江市美保関町美保関早見ヶ鼻北端
ア	基点第101号から315度70メートルの点
イ	アの点から110度400メートルの点
ウ	基点第101号から45度970メートルの点
エ	基点第101号から354度750メートルの点

## (2) 地元地区

松江市美保関町美保関及び雲津

## ◎公示番号 定第2号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市美保関町七類九島高西ノ浜地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第102号	松江市美保関町七類九島高西の鼻に設置した標柱
ア	基点第102号から13度30メートルの点
イ	基点第102号から20度950メートルの点
ウ	基点第102号から322度910メートルの点
エ	基点第102号から260度170メートルの点

## (2) 地元地区

## 松江市美保関町七類

## ◎公示番号 定第3号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市美保関町片江大崎鼻地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第103号 松江市美保関町片江宮磯の鼻に設置した標柱

ア 基点第103号から0度50メートルの点

イ 基点第103号から23度770メートルの点

ウ 基点第103号から327度835メートルの点

エ 基点第103号から288度160メートルの点

## (2) 地元地区

## 松江市美保関町片江

## ◎公示番号 定第4号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市美保関町笠浦津ノ和鼻地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第104号、ア、イ、ウ及び基点第104号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第104号 松江市美保関町笠浦津ノ和鼻東端に設置した標柱

ア 基点第104号から150度30分230メートルの点

イ 基点第104号から75度1,300メートルの点

ウ 基点第104号から50度1,250メートルの点

## (2) 地元地区

## 松江市美保関町笠浦及び千酌

## ◎公示番号 定第5号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町野井築島地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第105号、ア、イ及び基点第105号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第105号 松江市島根町野井築島地先梶島洞窟南口西側に設置した標柱

- ア 基点第105号から150度405メートルの点  
 イ 基点第105号から97度30分405メートルの点

## (2) 地元地区

松江市島根町野井

## ◎公示番号 定第6号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町野井築島地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第105号 松江市島根町野井築島地先梶島洞窟南口西側に設置した標柱

- ア 基点第105号から150度405メートルの点  
 イ 基点第105号から130度20分510メートルの点  
 ウ 基点第105号から85度780メートルの点  
 エ 基点第105号から52度30分500メートルの点  
 オ 基点第105号から57度350メートルの点  
 カ 基点第105号から97度30分405メートルの点

## (2) 地元地区

松江市島根町野井

## ◎公示番号 定第7号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町多古、多古鼻地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第106号 松江市島根町多古ミヨウタン鼻に設置した標柱

- ア 基点第106号から257度30分70メートルの点  
 イ 基点第106号から268度900メートルの点  
 ウ 基点第106号から234度900メートルの点  
 エ 基点第106号から234度70メートルの点

## (2) 地元地区

松江市島根町多古及び野波

## ◎公示番号 定第8号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

定置漁業 雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市島根町加賀馬島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第107号、ア、イ、ウ及び基点第107号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第107号 松江市島根町加賀馬島西ノ鼻に設置した標柱

ア 基点第107号から335度750メートルの点

イ 基点第107号から280度750メートルの点

ウ 基点第107号から210度100メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町加賀

◎公示番号 定第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市鹿島町御津地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第108号、ア、イ、ウ及び基点第108号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第108号 松江市鹿島町御津幕島に設置した標柱

ア 基点第108号から326度1,100メートルの点

イ 基点第108号から293度1,240メートルの点

ウ 基点第108号から222度400メートルの点

(2) 地元地区

松江市鹿島町御津

◎公示番号 定第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市鹿島町手結ネタキ鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第109号、ア、イ、ウ、エ及び基点第109号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第109号 松江市鹿島町手結ネタキ鼻北端に設置した標柱

ア 基点第109号から70度350メートルの点

イ 基点第109号から19度850メートルの点

ウ 基点第109号から330度650メートルの点

エ 基点第109号から260度140メートルの点

(2) 地元地区

松江市鹿島町手結

## ◎公示番号 定第11号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

出雲市美保町地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第110号、ア、イ及び基点第110号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第110号 出雲市美保町天狗島に設置した標柱

ア 基点第110号から351度1,000メートルの点

イ 基点第110号から325度1,100メートルの点

## (2) 地元地区

出雲市美保町

## ◎公示番号 定第12号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

出雲市塩津町地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第111号 出雲市塩津町、船守神社裏通称青石に設置した標柱

ア 基点第111号から280度395メートルの点

イ 基点第111号から354度30分1,115メートルの点

ウ 基点第111号から319度40分1,210メートルの点

エ 基点第111号から264度663メートルの点

## (2) 地元地区

出雲市塩津町

## ◎公示番号 定第13号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

出雲市十六島町水尻地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第112号、ア、イ、ウ、エ及び基点第112号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第112号 出雲市十六島町水尻地先サカヤ島に設置した標柱

ア 基点第112号から279度450メートルの点

イ 基点第112号から269度600メートルの点

ウ 基点第112号から210度600メートルの点

エ 基点第112号から160度200メートルの点

(2) 地元地区

出雲市十六島町

◎公示番号 定第14号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市大社町杵築西湊原地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第113号 出雲市大社町杵築北、大社漁港沖防波堤突端

ア 基点第113号から196度2,463メートルの点

イ 基点第113号から209度2,544メートルの点

ウ 基点第113号から222度2,818メートルの点

エ 基点第113号から219度3,075メートルの点

オ 基点第113号から208度2,818メートルの点

(2) 地元地区

出雲市大社町

◎公示番号 定第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市多伎町小田小田西地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第114号 出雲市多伎町小田小田西、小田漁港西防波堤の港内灯

ア 基点第114号から4度3,080メートルの点

イ 基点第114号から352度4,425メートルの点

ウ 基点第114号から341度3,760メートルの点

エ 基点第114号から354度2,610メートルの点

(2) 地元地区

出雲市多伎町

◎公示番号 定第31号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

大田市温泉津町湯里地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第131号 大田市温泉津町湯里大津ヶ崎北端に設置した標柱

ア 基点第131号から320度30メートルの点

イ 基点第131号から320度1,000メートルの点

ウ 基点第131号から293度30分1,000メートルの点

(2) 地元地区

大田市温泉津町湯里

◎公示番号 定第32号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

江津市嘉久志町地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第132号 江津市嘉久志町新川河口左岸護岸東端に設置した標柱

ア 基点第132号から308度300メートルの点

イ アから337度1,750メートルの点

ウ アから300度1,750メートルの点

(2) 地元地区

江津市嘉久志町

◎公示番号 定第33号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

浜田市外ノ浦町地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第133号 浜田市外ノ浦町大桂島西側に設置した標柱

ア 基点第133号から190度120メートルの点

イ 基点第133号から293度30分845メートルの点

ウ 基点第133号から344度900メートルの点

(2) 地元地区

浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、瀬戸見町、原井町、高田町、真光町、清水町、原町、京町及び元浜町

◎公示番号 定第34号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

益田市高津町地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第134号 益田市高津町、春日神社鳥居中央

ア 基点第134号から 8度30分1,150メートルの点

イ 基点第134号から22度3,000メートルの点

ウ 基点第134号から 1度2,570メートルの点

(2) 地元地区

益田市高津町

2 免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 平成30年9月1日

(2) 申請期間 平成30年5月11日から同年7月13日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

2 制限又は条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

区画漁業の部

1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

◎公示番号 区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町七類地先

(7) 漁場の区域

次の基点第301号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第301号 松江市美保関町諸喰釣鉾山北端に設置した標柱

基点第302号 松江市美保関町諸喰青木島禿ラガ前南端

基点第303号 松江市美保関町七類、七類港沖防波堤南端

ア 基点第301号から0度の方向とイと基点第302号を結んだ線との交点

イ 基点第303号から350度150メートルの点

ウ 基点第303号から170度の方向と対岸との交点

(2) 地元地区

松江市美保関町七類

◎公示番号 区第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市美保関町七類地先

(7) 漁場の区域

次の基点第304号と基点第305号を結んだ線及び基点第306号と基点第307号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第304号 松江市美保関町七類九島伝馬前に設置した標柱

基点第305号 松江市美保関町七類角田松南端に設置した標柱

基点第306号 松江市美保関町七類九島南西端に設置した標柱

基点第307号 松江市美保関町七類尾戸東端に設置した標柱

(2) 地元地区

松江市美保関町七類

◎公示番号 区第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市美保関町七類地先

(7) 漁場の区域

次の基点第308号、基点第309号、基点第310号、ア及び基点第311号を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第308号 松江市美保関町七類若松ビシヤ島に設置した標柱

基点第309号 松江市美保関町七類大黒島西端に設置した標柱

基点第310号 松江市美保関町七類小黒島北端に設置した標柱

基点第311号 松江市美保関町七類、片江界に設置した標柱

基点第312号 松江市美保関町片江殿浦に設置した標柱

ア 基点第310号と基点第312号を結ぶ線と基点第311号から347度の方向との交点

(2) 地元地区

松江市美保関町七類

◎公示番号 区第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町片江地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第311号、ア、基点第313号及び基点第314号の各点を順次に結んだ線、基点第315号及び基点第316号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第311号	松江市美保関町七類、片江界に設置した標柱
基点第313号	松江市美保関町片江シャクリ島に設置した標柱
基点第314号	松江市美保関町片江中島東端に設置した標柱
基点第315号	松江市美保関町片江中島南端に設置した標柱
基点第316号	松江市美保関町片江大崎通称赤島南端に設置した標柱
基点第317号	松江市美保関町片江大崎東端に設置した標柱

ア 基点第311号から347度の方向と基点第313号及び基点第317号を見通した線との交点

(2) 地元地区

松江市美保関町片江

◎公示番号 区第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町片江地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第319号、ア、イ及び基点第321号の各点を順次に結んだ線、並びに基点第322号と基点第323号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第318号	松江市美保関町片江カブト鼻東端に設置した標柱
基点第319号	松江市美保関町片江長崎鼻北東端
基点第320号	松江市美保関町片江小黑島南西端に設置した標柱
基点第321号	松江市美保関町片江蜂巢島西端に設置した標柱
基点第322号	松江市美保関町片江蜂巢島南端に設置した標柱
基点第323号	松江市美保関町片江、菅浦界に設置した標柱

ア 松江市美保関町片江鬼島北端と松江市美保関町片江ボラン島北端を結んだ線と基点第318号から340度の方向との交点

イ 松江市美保関町片江鬼島北端と松江市美保関町片江ボラン島北端を結んだ線と基点第320号と基点第321号を結んだ線との交点

## (2) 地元地区

松江市美保関町片江

## ◎公示番号 区第6号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市美保関町菅浦地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第324号、基点第325号、基点第326号、ア、イ及び基点第324号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第6号	松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱
基点第324号	松江市美保関町菅浦鳴谷鼻に設置した標柱
基点第325号	松江市美保関町菅浦木島北端に設置した標柱
基点第326号	松江市美保関町菅浦鞍島北端に設置した標柱
基点第327号	松江市美保関町北浦卷ヶ鼻東端に設置した標柱
ア	基点第6号から7度350メートルの点
イ	基点第324号と基点第327号を結んだ線と基点第6号から7度の方向との交点

## (2) 地元地区

松江市美保関町菅浦

## ◎公示番号 区第7号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市美保関町北浦地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第327号	松江市美保関町北浦卷ヶ鼻東端に設置した標柱
ア	基点第327号から80度180メートルの点
イ	アから240度200メートルの点
ウ	イから149度305メートルの点
エ	アから168度320メートルの点

## (2) 地元地区

松江市美保関町北浦

## ◎公示番号 区第8号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市美保関町北浦地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第328号、ア、イ、ウ及び基点第328号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第328号 松江市美保関町北浦奈倉鼻に設置した標柱

ア 基点第328号から0度600メートルの点

イ アから265度600メートルの点

ウ 基点第328号から265度600メートルの点

## (2) 地元地区

松江市美保関町北浦

## ◎公示番号 区第9号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市美保関町千酌地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第329号 松江市美保関町千酌、千酌港沖防波堤先端に設置した標柱

ア 基点第329号から53度500メートルの点

イ アから53度250メートルの点

ウ イから312度850メートルの点

エ アから312度850メートルの点

## (2) 地元地区

松江市美保関町千酌

## ◎公示番号 区第10号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市美保関町笠浦地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第330号 松江市美保関町笠浦、笠浦沖防波堤に設置した標柱

ア 基点第330号から94度50メートルの点

イ 基点第330号から144度230メートルの点

ウ イから90度300メートルの点

エ アから94度350メートルの点

## (2) 地元地区

松江市美保関町笠浦

## ◎公示番号 区第11号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市美保関町笠浦地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第331号、ア、イ、基点第332号及び基点第333号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第331号	松江市美保関町笠浦カモガワキに設置した標柱	
基点第332号	松江市美保関町笠浦サザエ島西端に設置した標柱	
基点第333号	松江市美保関町笠浦池尻に設置した標柱	
ア	基点第331号から0度450メートルの点	
イ	基点第332号から0度300メートルの点	

## (2) 地元地区

松江市美保関町笠浦

## ◎公示番号 区第12号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	10月 1 日から翌年 6 月 30 日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町野井地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第334号、ア、イ、ウ及び基点第334号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第334号	松江市島根町野井箱島東端に設置した標柱	
ア	基点第334号から39度150メートルの点	
イ	アから129度300メートルの点	
ウ	基点第334号から129度300メートルの点	

## (2) 地元地区

松江市島根町野井

## ◎公示番号 区第13号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町野波築島地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第335号、ア、イ、ウ及び基点第335号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第335号	松江市島根町野波築島馬倉に設置した標柱	
---------	---------------------	--

- ア 基点第335号から357度300メートルの点  
 イ アから267度250メートルの点  
 ウ 基点第335号から267度250メートルの点

## (2) 地元地区

松江市島根町野波瀬崎

## ◎公示番号 区第14号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町多古鼻地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第336号 松江市島根町多古ミヨウタン鼻に設置した標柱

- ア 基点第336号から223度140メートルの点  
 イ アから177度200メートルの点  
 ウ イから88度310メートルの点  
 エ アから88度310メートルの点

## (2) 地元地区

松江市島根町多古

## ◎公示番号 区第15号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町加賀向山地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第337号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第337号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第337号 松江市島根町加賀滝が下に設置した標柱  
 基点第338号 松江市島根町加賀ハナグリに設置した標柱  
 基点第339号 松江市島根町加賀水谷に設置した標柱  
 基点第340号 松江市島根町加賀見島に設置した標柱  
 ア 基点第338号から207度70メートルの点  
 イ 基点第339号から305度120メートルの点  
 ウ 基点第340号から305度100メートルの点  
 エ 基点第338号から207度220メートルの点  
 オ 基点第337号から201度150メートルの点

## (2) 地元地区

松江市島根町加賀

## ◎公示番号 区第16号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町大芦地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第341号 松江市島根町大芦松ヶ鼻西側突端に設置した標柱

ア 基点第341号から254度60メートルの点

イ アから254度100メートルの点

ウ イから159度200メートルの点

エ アから159度200メートルの点

## (2) 地元地区

松江市島根町大芦

## ◎公示番号 区第17号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市鹿島町片匂宮崎鼻地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第342号 松江市鹿島町片匂宮崎鼻北端に設置した標柱

ア 基点第342号から4度300メートルの点

イ アから2度300メートルの点

ウ イから273度600メートルの点

エ アから273度600メートルの点

## (2) 地元地区

松江市鹿島町片匂

## ◎公示番号 区第18号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市鹿島町片匂黒崎湾地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第342号 松江市鹿島町片匂宮崎鼻北端に設置した標柱

ア 基点第342号から246度150メートルの点

- イ 基点第342号から246度280メートルの点
- ウ イから156度285メートルの点
- エ アから156度285メートルの点

## (2) 地元地区

松江市鹿島町片匂

## ◎公示番号 区第19号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市鹿島町片匂、手結界地先倉内湾

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第343号 松江市鹿島町片匂ナズナ鼻西端に設置した標柱

基点第344号 松江市鹿島町片匂、手結界に設置した標柱

ア 基点第343号から152度160メートルの点

イ 基点第343号から191度200メートルの点

ウ 基点第344号から62度30分135メートルの点

エ 基点第344号から62度30分265メートルの点

## (2) 地元地区

松江市鹿島町片匂

## ◎公示番号 区第20号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

出雲市十六島町地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第345号 出雲市十六島町崎山地先小島東端に設置した標柱

基点第346号 出雲市十六島町西島西端に設置した標柱

ア 基点第345号から204度50メートルの点

イ 基点第345号から204度150メートルの点

ウ 基点第346号から204度150メートルの点

エ 基点第346号から204度50メートルの点

## (2) 地元地区

出雲市十六島町

## ◎公示番号 区第21号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (4) 漁場の位置

出雲市河下町地先

## (5) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第347号 出雲市河下町灘平494番地1に設置した標柱

基点第348号 出雲市猪目町平島西端に設置した標柱

ア 基点第347号から0度200メートルの点

イ 基点第347号から0度700メートルの点

ウ 基点第348号から0度650メートルの点

エ 基点第348号から0度150メートルの点

## (2) 地元地区

出雲市小津町及び河下町

## ◎公示番号 区第22号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (4) 漁場の位置

出雲市大社町鷺浦地先

## (5) 漁場の区域

次の基点第349号と基点第350号を結んだ線及び基点第351号、基点第352号及び基点第353号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第349号 出雲市大社町鷺浦亦島西端に設置した標柱

基点第350号 出雲市大社町鷺浦長島東端に設置した標柱

基点第351号 出雲市大社町鷺浦長島西端

基点第352号 出雲市大社町鷺浦柏島の小島南端に設置した標柱

基点第353号 出雲市大社町鷺浦日和山鼻西端に設置した標柱

## (2) 地元地区

出雲市大社町鷺浦

## ◎公示番号 区第23号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (4) 漁場の位置

出雲市大社町鷺浦地先

## (5) 漁場の区域

次の基点第354号及び基点第355号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第354号 出雲市大社町鷺浦立山北端に設置した標柱

基点第355号 出雲市大社町鷺浦モチグラ鼻に設置した標柱

## (2) 地元地区

出雲市大社町鷺浦

## ◎公示番号 区第24号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

出雲市大社町鷺浦地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第356号、基点第357号及び基点第358号を順次に結んだ線、基点第359号及び基点第360号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第356号 出雲市大社町鷺浦深袋の大ビラに設置した標柱

基点第357号 出雲市大社町鷺浦コエドリ東端に設置した標柱

基点第358号 出雲市大社町鷺浦西黒島北端に設置した標柱

基点第359号 出雲市大社町鷺浦西黒島南端に設置した標柱

基点第360号 出雲市大社町鷺浦三味セン鼻に設置した標柱

## (2) 地元地区

出雲市大社町鷺浦

## ◎公示番号 区第25号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

出雲市大社町宇龍地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第361号と基点第362号を結んだ線及び基点第363号とアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第361号 出雲市大社町宇龍舟磯の沖鼻南端に設置した標柱

基点第362号 出雲市大社町宇龍カジマ島北端に設置した標柱

基点第363号 出雲市大社町宇龍カジマ島東端に設置した標柱

ア 基点第363号から129度の方向と対岸との交点

## (2) 地元地区

出雲市大社町宇龍

## ◎公示番号 区第26号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

出雲市大社町日御碕中山地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第364号とア及び基点第365号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第364号 出雲市大社町日御碕追石鼻南端に設置した標柱

基点第365号 出雲市大社町日御碕帆掛鼻突端に設置した標柱

ア 基点第365号から210度520メートルの点

## (2) 地元地区

出雲市大社町日御碕中山

## ◎公示番号 区第27号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (4) 漁場の位置

出雲市大社町日御碕二俣地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第365号、ア、イ及び基点第366号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第365号 出雲市大社町日御碕帆掛鼻突端に設置した標柱

基点第366号 出雲市大社町日御碕、杵築北界雲見鼻西端に設置した標柱

ア 基点第365号から210度520メートルの点

イ 基点第366号から210度460メートルの点

## (2) 地元地区

出雲市大社町杵築北及び杵築西

## ◎公示番号 区第71号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (4) 漁場の位置

益田市喜阿弥町地先

## (7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第501号 益田市喜阿弥町通称つまが瀬突端に設置した標柱

ア 基点第501号から350度1,550メートルの点

イ 基点第501号から321度2,000メートルの点

ウ イから1度400メートルの点

エ アから1度400メートルの点

## (2) 地元地区

益田市喜阿弥町

## ◎公示番号 区第201号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いたやがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市美保関町片江地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第317号、基点第313号及び基点第314号を順次に結んだ線及び基点第315号と基点第316号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第313号	松江市美保関町片江シャクリ島に設置した標柱
基点第314号	松江市美保関町片江中島東端に設置した標柱
基点第315号	松江市美保関町片江中島南端に設置した標柱
基点第316号	松江市美保関町片江大崎通称赤島南端に設置した標柱
基点第317号	松江市美保関町片江大崎東端に設置した標柱

## (2) 地元地区

松江市美保関町片江

## ◎公示番号 区第202号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市美保関町笠浦地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第330号	松江市美保関町笠浦、笠浦沖防波堤に設置した標柱
ア	基点第330号から94度50メートルの点
イ	基点第330号から144度230メートルの点
ウ	イから90度300メートルの点
エ	アから94度350メートルの点

## (2) 地元地区

松江市美保関町笠浦

## ◎公示番号 区第203号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いたやがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市美保関町笠浦地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第367号、ア、イ、基点第368号及び基点第367号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第367号	松江市美保関町笠浦近道路の鼻に設置した標柱
基点第368号	松江市美保関町笠浦仙田島北端に設置した標柱
ア	基点第367号から1度100メートルの点

イ 基点第368号から1度100メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町笠浦

◎公示番号 区第204号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき、あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市島根町野井築島地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第369号 松江市島根町野井築島宝崎南端に設置した標柱

ア 基点第369号から202度50メートルの点

イ アから292度50メートルの点

ウ エから292度50メートルの点

エ 基点第369号から202度250メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野井

◎公示番号 区第205号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき、あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市島根町野井築島地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第369号 松江市島根町野井築島宝崎南端に設置した標柱

点甲 基点第369号から202度50メートルの点

点乙 基点第369号から202度250メートルの点

ア 点甲から292度50メートルの点

イ 点乙から292度50メートルの点

ウ イから292度400メートルの点

エ アから292度400メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野井

◎公示番号 区第206号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき、あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町野波築島地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第370号、ア、イ、ウ及び基点第370号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第370号 松江市島根町野波築島二子島に設置した標柱

ア 基点第370号から357度180メートルの点

イ アから267度130メートルの点

ウ イから177度180メートルの点

## (2) 地元地区

松江市島根町野波

## ◎公示番号 区第207号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町多古多古島地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第371号 松江市島根町多古多古島南端に設置した標柱

ア 基点第371号から128度210メートルの点

イ 基点第371号から240度180メートルの点

ウ イから189度140メートルの点

エ アから189度140メートルの点

## (2) 地元地区

松江市島根町多古

## ◎公示番号 区第208号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町大芦越鳥鼻地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第372号 松江市島根町大芦越鳥鼻東端

ア 基点第372号から10度240メートルの点

イ アから68度300メートルの点

ウ イから338度150メートルの点

エ アから338度150メートルの点

## (2) 地元地区

松江市島根町大芦

## ◎公示番号 区第301号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	たい小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町加賀地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第373号 松江市島根町加賀、加賀漁港沖防波堤南側基部に設置した標柱

ア 基点第373号から125度60メートルの点

イ アから161度100メートルの点

ウ イから70度90メートルの点

エ アから70度90メートルの点

## (2) 地元地区

松江市島根町加賀

## ◎公示番号 区第302号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ぶり、たい小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町大芦地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第374号 松江市島根町大芦、大芦漁港浜防砂堤突端に設置した標柱

ア 基点第374号から25度140メートルの点

イ アから8度100メートルの点

ウ イから287度185メートルの点

エ アから287度185メートルの点

## (2) 地元地区

松江市島根町大芦

## 2 免許の予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 平成30年9月1日

(2) 申請期間 平成30年5月11日から同年7月13日まで

(付記)

## 1 漁業権の存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

## 2 制限又は条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮させなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置させなければならない。

## 3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

## 島根県告示第324号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、隠岐海区に係る海面における定置漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成30年 4 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 定置漁業の部

## 1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

## ◎公示番号 定第51号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町久見池尻鼻地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第151号、ア、イ及び基点第151号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第151号 隠岐郡隠岐の島町久見池尻鼻北西端に設置した標柱

ア 基点第151号から353度1,200メートルの点

イ 基点第151号から323度1,200メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町久見

## ◎公示番号 定第52号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町北方地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第152号、ア、イ、ウ及び基点第152号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第152号 隠岐郡隠岐の島町北方村松通称中ノ島に設置した標柱

ア 基点第152号から263度1,300メートルの点

イ 基点第152号から232度1,400メートルの点

ウ 基点第152号から163度700メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町北方

## ◎公示番号 定第53号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字豊田地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第153号、ア、イ及び基点第153号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第153号 隠岐郡海士町大字豊田エビス鼻に設置した標柱

ア 基点第153号から194度550メートルの点

イ 基点第153号から145度550メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字豊田

## ◎公示番号 定第54号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字崎地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第154号 隠岐郡海士町大字崎宮の前鼻に設置した標柱

ア 基点第154号から146度350メートルの点

イ アから165度1,280メートルの点

ウ アから115度1,080メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字崎

## ◎公示番号 定第55号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字崎地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第155号 隠岐郡海士町大字崎荒浦地先岩上に設置した標柱

ア 基点第155号から263度01分246.8メートルの点

イ 基点第155号から198度34分611.9メートルの点

ウ 基点第155号から141度53分737.2メートルの点

エ 基点第155号から107度25分267.3メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字崎

## ◎公示番号 定第56号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷三度地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第156号、ア、イ及び基点第156号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第156号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷三度青風浜中岩に設置した標柱

ア 基点第156号から217度750メートルの点

イ 基点第156号から169度1,200メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

## ◎公示番号 定第57号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、雑魚定置漁業	9月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第157号、ア、イ及び基点第157号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第157号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島北端に設置した標柱

ア 基点第157号から55度500メートルの点

イ 基点第157号から7度500メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

## ◎公示番号 定第58号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、雑魚定置漁業	9月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷珍崎地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第158号、ア、イ及び基点第158号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第158号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷赤島東端岩に設置した標柱

ア 基点第158号から97度400メートルの点

イ 基点第158号から54度490メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

## ◎公示番号 定第59号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、雑魚定置漁業	9月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第159号、ア、イ及び基点第159号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第159号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷島根鼻南端に設置した標柱

ア 基点第159号から215度450メートルの点

イ 基点第159号から167度450メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

## 2 免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 平成30年9月1日

(2) 申請期間 平成30年5月11日から同年7月13日まで

## (付記)

## 1 漁業権の存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

## 2 制限又は条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

## 3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

## 区画漁業の部

## 1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

## ◎公示番号 区第91号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂神尾地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第601号 隠岐郡隠岐の島町加茂神尾に設置した標柱

基点第602号 隠岐郡隠岐の島町加茂的ノ前東端に設置した標柱

ア 基点第601号から178度1,180メートルの点

イ アから308度300メートルの点

ウ エから308度300メートルの点

エ 基点第602号から178度700メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂

◎公示番号 区第92号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第603号、ア、イ、ウ及び基点第604号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第603号 隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎通称海苔島に設置した標柱

基点第604号 隠岐郡隠岐の島町加茂小鷹取島東端に設置した標柱

ア 基点第603号から270度220メートルの点

イ アから180度660メートルの点

ウ 基点第604号から180度570メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂

◎公示番号 区第93号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第605号、ア、イ及び基点第606号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第605号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島北端に設置した標柱

基点第606号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島東端に設置した標柱

基点第607号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島北端に設置した標柱

ア 基点第607号から263度30分290メートルの点

イ 基点第607号から263度30分190メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦

◎公示番号 区第94号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第608号、ア、イ、ウ及び基点第608号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第608号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島南端に設置した標柱

ア 基点第608号から90度200メートルの点

イ ウから90度150メートルの点

ウ 基点第608号から180度500メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦

## ◎公示番号 区第95号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町今津地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第611号、ア、イ、ウ、エ及び基点第611号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第609号 隠岐郡隠岐の島町今津岸浜白崎南端に設置した標柱

基点第610号 隠岐郡隠岐の島町今津岸浜平瀬南端に設置した標柱

基点第611号 隠岐郡隠岐の島町今津大崎南端に設置した標柱

基点第612号 隠岐郡隠岐の島町今津、西沖防波堤突端に設置した標柱

ア 基点第609号から150度190メートルの点

イ 基点第610号から217度30分720メートルの点

ウ 基点第612号から180度500メートルの点

エ 基点第612号から180度190メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町今津

## ◎公示番号 区第96号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町今津地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第613号、ア、イ及び基点第614号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第613号 隠岐郡隠岐の島町今津オシドリに設置した標柱

基点第614号 隠岐郡隠岐の島町今津川尻瀬の上に設置した標柱

ア 基点第613号から180度980メートルの点

イ 基点第614号から180度250メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町今津（今津岸浜を除く。）

◎公示番号 区第97号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町東町金峯山立木地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第615号、ア、イ、ウ及び基点第617号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第615号	隠岐郡隠岐の島町東町舟島崎に設置した標柱
基点第616号	隠岐郡隠岐の島町東町高瀬崎に設置した標柱
基点第617号	隠岐郡隠岐の島町東町吹上崎に設置した標柱
ア	基点第615号から179度300メートルの点
イ	基点第616号から132度300メートルの点
ウ	基点第617号から132度300メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町東町、中町、西町及び港町

◎公示番号 区第98号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町飯田チエバ地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第618号、ア、イ、ウ及び基点第618号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第618号	隠岐郡隠岐の島町飯田立木チエバ南端に設置した標柱
ア	基点第618号から180度100メートルの点
イ	アから90度300メートルの点
ウ	基点第618号から90度300メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町東町、中町、西町及び港町

◎公示番号 区第99号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町犬来長浜地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第619号、ア、イ及び基点第620号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第619号 隠岐郡隠岐の島町犬来通称ヤマノシ東端に設置した標柱  
 基点第620号 隠岐郡隠岐の島町釜通称わが灘突端に設置した標柱  
 ア 基点第619号から90度500メートルの点  
 イ 基点第620号から90度500メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町犬来

## ◎公示番号 区第100号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町布施向谷地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第621号、ア、イ、基点第622号及び基点第621号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第621号 隠岐郡隠岐の島町卯敷アゴ越崎通称赤島西端に設置した標柱  
 基点第622号 隠岐郡隠岐の島町布施向谷1158番地1に設置した標柱  
 ア 基点第621号から0度140メートルの点  
 イ 基点第622号から0度150メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町布施

## ◎公示番号 区第101号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町飯美深浦地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第624号、ア、イ、ウ及び基点第624号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第623号 隠岐郡隠岐の島町飯美タナノ崎北端に設置した標柱  
 基点第624号 隠岐郡隠岐の島町飯美通称うまのせに設置した標柱  
 ア 基点第623号から40度20メートルの点  
 イ 基点第623号から40度320メートルの点  
 ウ 基点第624号から40度300メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町飯美

## ◎公示番号 区第102号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町元屋地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第625号及び基点第626号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第625号 隠岐郡隠岐の島町元屋通称馬の瀬北端に設置した標柱

基点第626号 隠岐郡隠岐の島町元屋通称イララギ東端に設置した標柱

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町元屋

## ◎公示番号 区第103号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町北方福浦地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第627号、ア、基点第628号、イ及び基点第627号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（ただし、福浦 3 号防波堤の内側の水域を除く。）

基点627号 隠岐郡隠岐の島町北方、福浦 2 号防波堤突端

基点628号 隠岐郡隠岐の島町北方大浦川河口

ア 基点第627号から255度の線が最大高潮時海岸線と接する点

イ 基点第628号から55度の線が最大高潮時海岸線と接する点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町北方及び南方

## ◎公示番号 区第104号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町蛸木地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第629号、ア、イ及び基点第630号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第629号 隠岐郡隠岐の島町蛸木後谷南端に設置した標柱

基点第630号 隠岐郡隠岐の島町蛸木後谷に設置した標柱

ア 基点第629号から90度270メートルの点

イ 基点第630号から90度220メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町蛸木

## ◎公示番号 区第105号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字豊田オオヤ地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第631号、ア、イ及び基点第632号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第631号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港北側突端に設置した標柱

基点第632号 隠岐郡海士町大字豊田通称オオヤのワレに設置した標柱

基点第633号 隠岐郡海士町大字豊田エビス鼻に設置した標柱

ア 基点第631号から112度210メートルの点

イ 基点第632号から90度の線と基点第633号及びアを結んだ線との交点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字豊田

## ◎公示番号 区第106号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字豊田能田地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第634号、ア、イ及び基点第635号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第634号 隠岐郡海士町大字豊田能田、野田防波堤に設置した標柱

基点第635号 隠岐郡海士町大字豊田能田前に設置した標柱

基点第636号 隠岐郡海士町大字豊田能田、沖防波堤に設置した標柱

ア 基点第636号から228度380メートルの点

イ 基点第636号から228度150メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字豊田

## ◎公示番号 区第107号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	1 月 1 日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字海士菱浦地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第637号及び基点第638号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第637号 隠岐郡海士町大字海士北分に設置した標柱（東側）

基点第638号 隠岐郡海士町大字海士北分に設置した標柱（西側）

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

◎公示番号 区第108号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第639号及び基点第640号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第639号 隠岐郡海士町大字福井に設置した標柱（東側）

基点第640号 隠岐郡海士町大字福井に設置した標柱（西側）

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

◎公示番号 区第109号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字崎長浜地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第642号、ア及び基点第643号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第641号 隠岐郡海士町大字崎通称沖ノ瀬南端に設置した標柱

基点第642号 隠岐郡海士町大字崎通称カーブシ鼻東端に設置した標柱

基点第643号 隠岐郡海士町大字崎松屋鼻南端に設置した標柱

ア 基点第642号から125度の線と基点第641号及び基点第643号を結んだ線との交点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字崎

◎公示番号 区第110号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井イタイ地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第644号及び基点第645号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第644号 隠岐郡海士町大字知々井黒崎鼻南端に設置した標柱

基点第645号 隠岐郡海士町大字知々井白崎鼻西端に設置した標柱

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

◎公示番号 区第111号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井保々見地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第646号、ア及び基点第647号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第646号 隠岐郡海士町大字知々井保々見、沖防波堤南東端に設置した標柱

基点第647号 隠岐郡海士町大字知々井保々見高田鼻南東端に設置した標柱

ア 基点第647号から115度200メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

◎公示番号 区第112号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字宇賀犬島地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第648号、ア、イ及び基点第649号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第648号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀犬島東端に設置した標柱

基点第649号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀冠島北端に設置した標柱

ア 基点第648号から120度200メートルの点

イ 基点第649号から120度200メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字宇賀

◎公示番号 区第113号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田いざなぎ地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第650号、基点第651号及び基点第652号の各点を順次に結んだ線並びに基点第653号及び基点第654号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第650号 隠岐郡西ノ島町大字美田大床3734番地通称カタド北端に設置した標柱

基点第651号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒島南端に設置した標柱

基点第652号 隠岐郡西ノ島町大字美田白崎鼻亀島北端に設置した標柱

基点第653号 隠岐郡西ノ島町大字美田白崎鼻亀島南端に設置した標柱

基点第654号 隠岐郡西ノ島町大字美田白崎鼻東側に設置した標柱

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字美田

◎公示番号 区第241号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂タケイシ地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第655号、ア、イ、ウ及び基点655号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第655号 隠岐郡隠岐の島町加茂的ノ前に設置した標柱

ア 基点第655号から90度50メートルの点

イ アから351度440メートルの点

ウ 基点第655号から351度440メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂

◎公示番号 区第242号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂ろうぶつ釜地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点656号、ア、イ及び基点657号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第656号 隠岐郡隠岐の島町加茂新崎に設置した標柱

基点第657号 隠岐郡隠岐の島町加茂赤崎に設置した標柱

ア 基点第656号から270度30メートルの点

イ 基点第657号から270度75メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂

◎公示番号 区第243号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎地先

## (5) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及び基点659号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第658号 隠岐郡隠岐の島町加茂通称役人島南端に設置した標柱

基点第659号 隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎海苔島に設置した標柱

ア 基点第658号から90度の線が最大高潮時海岸線と接する点

イ 基点第658号から270度100メートルの点

ウ 基点第659号から270度200メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂

## ◎公示番号 区第244号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦地先

## (5) 漁場の区域

次の基点第660号、ア及びイの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第660号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島北端に設置した標柱

基点第661号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島北端に設置した標柱

ア 基点第661号から263度30分290メートルの点

イ 基点第661号から263度30分の線が最大高潮時海岸線と接する点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦

## ◎公示番号 区第245号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町元屋地先

## (5) 漁場の区域

次の基点第662号、基点第663号、基点第664号及び基点第665号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第662号 隠岐郡隠岐の島町元屋、元屋岸壁突端に設置した標柱

基点第663号 隠岐郡隠岐の島町元屋、中村東防波堤突端に設置した標柱

基点第664号 隠岐郡隠岐の島町元屋、沖防波堤突端に設置した標柱

基点第665号 隠岐郡隠岐の島町元屋、沖防波堤突端を南東に延長した海岸に設置した標柱

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町元屋、中村及び湊

## ◎公示番号 区第246号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町湊地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第666号及び基点第667号を結んだ線並びに基点第668号及び基点第669号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第666号 隠岐郡隠岐の島町湊、中村防波堤突端に設置した標柱

基点第667号 隠岐郡隠岐の島町湊ひら島南端に設置した標柱

基点第668号 隠岐郡隠岐の島町湊ひら島北端に設置した標柱

基点第669号 隠岐郡隠岐の島町湊よなぎ東端に設置した標柱

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町元屋、中村及び湊

## ◎公示番号 区第247号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町津戸古釜谷地先

## (7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第670号 隠岐郡隠岐の島町津戸前平島北端に設置した標柱

基点第671号 隠岐郡隠岐の島町津戸古釜谷に設置した標柱

ア 基点第670号から38度280メートルの点

イ アから128度140メートルの点

ウ 基点第671号から308度80メートルの点

エ 基点第671号から308度220メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町津戸

## ◎公示番号 区第248号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡隠岐の島町蛸木糠谷地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第672号、ア、イ及び基点第673号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第672号 隠岐郡隠岐の島町蛸木通称加島に設置した標柱

基点第673号 隠岐郡隠岐の島町蛸木江津鼻西端に設置した標柱

ア 基点第672号から310度75メートルの点

イ 基点第673号から0度250メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡隠岐の島町蛸木

## ◎公示番号 区第249号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字海士高石地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第674号、ア及び基点第675号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第674号 隠岐郡海士町大字知々井保々見高田鼻に設置した標柱

基点第675号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港南側突端に設置した標柱

ア 基点第675号から112度250メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

## ◎公示番号 区第250号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字海士高石地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第676号、ア、イ及び基点第677号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第676号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港南側突端に設置した標柱

基点第677号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港南防波堤突端に設置した標柱

ア 基点第676号から112度250メートルの点

イ 基点第677号から112度240メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

## ◎公示番号 区第251号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字豊田能田地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第678号、ア及び基点第679号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第678号 隠岐郡海士町大字豊田能田、沖防波堤に設置した標柱

基点第679号 隠岐郡海士町大字豊田能田前に設置した標柱

ア 基点第678号から228度150メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

## ◎公示番号 区第252号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字海士佐々木地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第680号、ア、イ及び基点第681号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第680号 隠岐郡海士町大字海士小船崎西端に設置した標柱

基点第681号 隠岐郡海士町大字海士佐々木に設置した標柱

ア 基点第680号から277度20メートルの点

イ 基点第681号から277度180メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

## ◎公示番号 区第253号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井松ヶ崎地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第682号、ア、イ及び基点第683号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第682号 隠岐郡海士町大字福井松ヶ崎西端に設置した標柱

基点第683号 隠岐郡海士町大字福井に設置した標柱

ア 基点第682号から270度150メートルの点

イ 基点第683号から250度300メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士

◎公示番号 区第254号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井根木地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第684号、ア、イ及び基点第685号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第684号	隠岐郡海士町大字福井木戸南端に設置した標柱
基点第685号	隠岐郡海士町大字福井小根木西端に設置した標柱
ア	基点第684号から270度150メートルの点
イ	基点第685号から270度310メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士、福井、宇受賀及び豊田

◎公示番号 区第255号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井白津地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第686号、ア、イ及び基点第687号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第686号	隠岐郡海士町大字福井小根木西端に設置した標柱
基点第687号	隠岐郡海士町大字福井目干西端に設置した標柱
ア	基点第686号から270度310メートルの点
イ	基点第687号から270度150メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字福井

◎公示番号 区第256号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字海士美田地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第688号及び基点第689号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第688号 隠岐郡海士町大字海士通称丸山鼻西端に設置した標柱

基点第689号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻角木に設置した標柱

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字海士、福井、宇受賀及び豊田

◎公示番号 区第257号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字御波須賀地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第690号、ア、イ及び基点第691号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第690号 隠岐郡海士町大字御波、須賀防波堤突端に設置した標柱

基点第691号 隠岐郡海士町大字御波須賀に設置した標柱

ア イから90度の直線と基点第690号から345度の直線との交点

イ 基点第691号から344度150メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字御波

◎公示番号 区第258号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字御波須賀地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第692号、ア及び基点第693号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第692号 隠岐郡海士町大字御波須賀岩棚南西端に設置した標柱

基点第693号 隠岐郡海士町大字御波堤に設置した標柱

ア 基点第693号から264度200メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町大字御波

◎公示番号 区第259号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字御波内浦地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第694号、ア、イ及び基点第695号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第694号 隠岐郡海士町大字崎長瀬鼻東端に設置した標柱  
 基点第695号 隠岐郡海士町大字御波三島南東端に設置した標柱  
 ア 基点第694号から90度300メートルの点  
 イ 基点第695号から112度145メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字御波

## ◎公示番号 区第260号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字御波大滝地先

## (ロ) 漁場の区域

次の基点第696号、ア、イ及び基点第697号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第696号 隠岐郡海士町大字御波三ノ浦北端に設置した標柱  
 基点第697号 隠岐郡海士町大字御波大滝に設置した標柱  
 ア 基点第696号から35度55メートルの点  
 イ 基点第697号から35度60メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字御波

## ◎公示番号 区第261号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字御波深浦地先

## (ロ) 漁場の区域

次の基点第698号、ア、イ及び基点第699号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第698号 隠岐郡海士町大字御波大滝に設置した標柱  
 基点第699号 隠岐郡海士町大字御波深浦に設置した標柱  
 ア 基点第698号から35度60メートルの点  
 イ 基点第699号から35度60メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字御波

## ◎公示番号 区第262号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字御波地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第700号、ア、イ及び基点第701号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第700号 隠岐郡海士町大字御波古小浦に設置した標柱

基点第701号 隠岐郡海士町大字御波竹岬に設置した標柱

ア 基点第700号から208度55メートルの点

イ 基点第701号から208度55メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字御波

## ◎公示番号 区第263号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井宇津屋地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第702号及び基点第703号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第702号 隠岐郡海士町大字知々井宇津屋鼻に設置した標柱

基点第703号 隠岐郡海士町大字知々井ハツガ崎に設置した標柱

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

## ◎公示番号 区第264号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井セイ地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第704号、ア及び基点第705号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第704号 隠岐郡海士町大字知々井ハツガ崎に設置した標柱

基点第705号 隠岐郡海士町大字知々井、防波堤突端に設置した標柱

ア 基点第704号から65度120メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

## ◎公示番号 区第265号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井沖田峰地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第706号及び基点第707号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第706号 隠岐郡海士町大字知々井フテ崎に設置した標柱

基点第707号 隠岐郡海士町大字知々井小黑崎に設置した標柱

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

## ◎公示番号 区第266号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井長浜地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第708号、ア、イ及び基点第709号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第708号 隠岐郡海士町大字知々井に設置した標柱（南側）

基点第709号 隠岐郡海士町大字知々井に設置した標柱（北側）

ア 基点第708号から120度300メートルの点

イ 基点第709号から120度300メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

## ◎公示番号 区第267号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井長浜地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第710号、ア及び基点第711号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第710号 隠岐郡海士町大字知々井長浜南端に設置した標柱

基点第711号 隠岐郡海士町大字知々井通称トビ石に設置した標柱

ア 基点第710号から180度390メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

## ◎公示番号 区第268号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井保々見地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第712号及び基点第713号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第712号 隠岐郡海士町大字知々井保々見水谷鼻に設置した標柱

基点第713号 隠岐郡海士町大字知々井保々見小グイに設置した標柱

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

## ◎公示番号 区第269号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井保々見樋ヶ浦地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第714号、ア、イ及び基点第716号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（ただし、区第268号の区域を除く。）

基点第714号 隠岐郡海士町大字知々井保々見蛇谷に設置した標柱

基点第715号 隠岐郡海士町大字知々井保々見水谷鼻北端に設置した標柱

基点第716号 隠岐郡海士町大字知々井保々見通称神田崎に設置した標柱

ア 基点第714号から330度100メートルの点

イ 基点第715号から330度100メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡海士町大字知々井

## ◎公示番号 区第270号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、基点第717号、基点第718号、イ及び基点第719号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第717号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷大桂島北東端に設置した標柱

基点第718号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島北東端に設置した標柱

- 基点第719号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷通称タカタキに設置した標柱  
 ア 基点第717号から272度の線が最大高潮時海岸線と接する点  
 イ 基点第719号から78度30分50メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

## ◎公示番号 区第271号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷珍崎地先

## (ロ) 漁場の区域

次の基点第720号、ア、イ及び基点第721号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第720号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷通称アキグリ東端に設置した標柱

基点第721号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷赤崎鼻突端に設置した標柱

ア 基点第720号から50度44メートルの点

イ 基点第721号から77度150メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

## ◎公示番号 区第272号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷島根鼻地先

## (ロ) 漁場の区域

次の基点第722号、ア及び基点第723号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第722号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷堂岩の南側に設置した標柱

基点第723号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷島根鼻南端に設置した標柱

ア 基点第722号から191度の線と基点第723号から281度の線との交点

## (2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

## ◎公示番号 区第273号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第724号、ア、イ及び基点第725号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第724号 隠岐郡西ノ島町大字美田セト通称マツタケ鼻に設置した標柱

基点第725号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱

ア 基点第724号から270度250メートルの点

イ 基点第725号から270度300メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

## ◎公示番号 区第274号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第726号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第726号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱

基点第727号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻南側突端に設置した標柱

基点第728号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻南西端に設置した標柱

点甲 基点第727号から160度200メートルの点

ア 基点第726号から270度100メートルの点

イ 点甲から270度210メートルの点

ウ 点甲から270度410メートルの点

エ 基点第728号から308度240メートルの点

オ エから90度の線が最大高潮時海岸線と接する点

## (2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

## ◎公示番号 区第275号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	あわび、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田ナガハマ地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第729号、ア、イ及び基点第730号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第729号 隠岐郡西ノ島町大字美田あごごえ鼻に設置した標柱

基点第730号 隠岐郡西ノ島町大字美田シオハヤ鼻に設置した標柱

ア 基点第729号から115度50メートルの点

イ 基点第730号から115度50メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字美田

◎公示番号 区第276号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡知夫村津上り地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第731号及び基点第732号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第731号 隠岐郡知夫村長尾鼻に設置した標柱

基点第732号 隠岐郡知夫村津上り鼻に設置した標柱

(2) 地元地区

隠岐郡知夫村

◎公示番号 区第277号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡知夫村散田地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第733号及び基点第734号を結んだ線並びに基点第735号、ア、イ及び基点第736号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第733号 隠岐郡知夫村散田に設置した標柱

基点第734号 隠岐郡知夫村大赤島北端に設置した標柱

基点第735号 隠岐郡知夫村大赤島東端に設置した標柱

基点第736号 隠岐郡知夫村散田コシヤ島付近に設置した標柱

ア 基点第735号から90度200メートルの点

イ 基点第736号から90度250メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡知夫村

◎公示番号 区第278号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡知夫村島津島地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第737号、基点第738号及び基点第739号の各点を順次に結んだ線並びに基点第740号及び基点第741号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第737号 隠岐郡知夫村島津島カトガ鼻に設置した標柱

基点第738号 隠岐郡知夫村島津島サザエ島東端に設置した標柱

基点第739号 隠岐郡知夫村島津島大頭東端に設置した標柱

基点第740号 隠岐郡知夫村島津島大頭西端に設置した標柱

基点第741号 隠岐郡知夫村島津島大頭側に設置した標柱

## (2) 地元地区

隠岐郡知夫村

## ◎公示番号 区第279号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡知夫村橋口地先

## (7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第742号 隠岐郡知夫村島津島サザエ島東端に設置した標柱

ア 基点第742号から65度の線が最大高潮時海岸線と接する点

イ アから270度50メートルの点

ウ エから308度30メートルの点

エ 基点第742号から149度の線が最大高潮時海岸線と接する点

## (2) 地元地区

隠岐郡知夫村

## ◎公示番号 区第280号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (4) 漁場の位置

隠岐郡知夫村ウデ島地先

## (7) 漁場の区域

次の基点第744号、ア、イ、ウ及び基点第745号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第743号 隠岐郡知夫村古海弁天鼻北端に設置した標柱

基点第744号 隠岐郡知夫村ウデ島南端に設置した標柱

基点第745号 隠岐郡知夫村ウデ島北端に設置した標柱

ア 基点第744号から183度20メートルの点

イ 基点第743号から3度130メートルの点

ウ 基点第743号から3度230メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡知夫村

## ◎公示番号 区第281号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡知夫村御越鼻地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第747号、ア、イ及び基点第748号の各点及び隠岐郡知夫村仁夫里赤島防波堤南側の線とによって囲まれた区域

基点第746号	隠岐郡知夫村ハナレ瀬東端に設置した標柱
基点第747号	隠岐郡知夫村仁夫里、赤島防波堤に設置した標柱
基点第748号	隠岐郡知夫村仁夫里、赤島防波堤突端に設置した標柱
ア	基点第746号から84度60メートルの点
イ	基点第746号から84度160メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡知夫村

## ◎公示番号 区第321号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	くろまぐる小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第749号	隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱
基点第750号	隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻南側突端に設置した標柱
点甲	基点第750号から160度200メートルの点
ア	基点第749号から270度100メートルの点
イ	基点第749号から270度300メートルの点
ウ	点甲から270度410メートルの点
エ	点甲から270度210メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

## ◎公示番号 区第322号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ぶり、あじ、さば小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田セト弁天鼻地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及び基点第751号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第751号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻南西端に設置した標柱

ア イから90度の線が最大高潮時海岸線と接する点

イ 基点第751号から308度240メートルの点

ウ 基点第751号から301度200メートルの点

## (2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

## 2 免許の予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 平成30年9月1日

(2) 申請期間 平成30年5月11日から同年7月13日まで

## (付記)

## 1 漁業権の存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

## 2 制限又は条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮させなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置させなければならない。

(3) 公示番号区第321号に係るもの

この漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模を超えさせてはならない。ただし、その規模を超えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。

形状：正八角形

規格：一辺19.5メートル

台数：2台

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。